

平成29年12月14日  
(第8回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について	----- 1~ 5
議案第 2 号	美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について	----- 6~ 7
議案第 3 号	美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について	----- 8~12
議案第 4 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----13~14
議案第 5 号	美瑛町特別会計条例の一部改正について	-----15
議案第 6 号	美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について	-----16
議案第 7 号	美瑛町営住宅条例の一部改正について	-----17~19
議案第 8 号	専決処分について	-----20~26
議案第 9 号	平成29年度美瑛町一般会計補正予算について	-----27~46
議案第10号	平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	-----47~48
議案第11号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	-----49
議案第12号	町道路線の廃止について	-----50
議案第13号	町道路線の認定について	-----51
報告第 1 号	専決処分について	-----52

議案第1号

美瑛町農業担い手研修センター条例の制定について

美瑛町農業担い手研修センター条例を次のとおり制定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町農業担い手研修センター条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の基幹産業である農業の担い手を確保、育成するため、本町で就農を目指す担い手の居住、宿泊及び研修の拠点として設置する施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設は、美瑛町農業担い手研修センター（以下「研修センター」という。）と称し、美瑛町字下字莫別朝日に置く。

(定義)

第3条 この条例において、「担い手研修」とは、本町で就農を目指す者が一定期間行う、栽培技術及び営農知識の習得に関する所要の研修をいう。

(施設)

第4条 研修センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 居住宿泊室
- (2) 実践農場
- (3) 多目的室
- (4) 体育館

(事業)

第5条 研修センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 担い手研修に関する事業
- (2) 担い手研修を行う者の居住及び宿泊に関する事業

(3) その他目的達成のために必要な事業

(休館日)

第6条 研修センターは、年中無休とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を休館とすることができる。

(使用時間)

第7条 研修センターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区分		使用時間
居住宿泊室	居住室	別に定める
	宿泊室	別に定める
実践農場		別に定める
多目的室		午前8時30分から午後9時まで
体育館		午前8時30分から午後9時まで

(使用者の範囲等)

第8条 研修センターを使用できる者は、担い手研修を行う者及びその者と生計を一にする親族等のほか、町長が適当と認める者とする。

2 居住宿泊室を使用できる期間（以下、次項において「使用期間」という。）は、担い手研修を開始後、就農するまでの間とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 使用期間は、担い手研修を開始するための準備に要する期間を含むものとする。

(使用許可)

第9条 研修センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

2 前項の使用料のうち、居住宿泊室の居住室の使用料は、毎月末（月の途中で退去した場合は退去した日）までにその月分を納入し、その他の使用料は、前払しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入居者の費用負担義務)

第13条 次の各号に掲げる費用は、居住宿泊室に居住する使用者（以下「入居者」という。）が負担する。

- (1) 電気、灯油及び水道料
- (2) 廃棄物の処理に要する費用
- (3) 汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 町長において前3号に準ずると認められたものの費用

(使用許可の取消し等)

第14条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の許可を取り消し、又は居住宿泊室の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用の目的に反したとき。
- (2) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (3) 建物又は設備その他の物件を故意にき損したとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(原状回復)

第15条 使用者は、施設の使用を終了し、又は前条の規定による使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(取消し等による損害の責任)

第16条 町長は、第14条の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第17条 研修センターに損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第18条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に研修センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に研修センターの管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第5条に規定する事業に係る業務
- (2) 研修センターの維持及び管理に関する業務
- (3) 研修センターの使用の許可に関する業務
- (4) 研修センターの使用料の徴収及び減免に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、研修センターの管理運営に関し町長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第10条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、この場合の使用料の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条から第14条まで及び第16条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（施行規定）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、この条例による施設のうち実践農場の管理運営に係る規定は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及びこの条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

1 居住宿泊室使用料

区分		金額
居住室	1LDK（単身者用）	1月 13,000円
	2LDK（世帯用） 70平方メートル未満	1月 17,000円
	2LDK（世帯用） 70平方メートル以上	1月 18,000円
	3LDK（世帯用）	1月 20,000円
	宿泊室（1名につき）	1泊 1,000円（中学生以下無料）

備考 居住室の使用の開始日又は終了日が月の途中である場合は、日割り計算による。

2 多目的室及び体育館使用料

区分	金額			
	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	午前8時30分 から午後6時 まで（1時間 当たり）	午後6時以降 （1時間当 り）	午前8時30分 から午後4時 まで（1時間 当たり）	午後4時以降 （1時間当 り）
多目的室	570円	730円	720円	880円
体育館	2,200円	2,410円	3,550円	3,760円

備考 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間  
を乗じて得た額とする。ただし、使用時間に1時間未満の端数がある  
場合は、1時間として計算する。

議案第2号

美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例の制定について

美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例を次のとおり制定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町農業研修施設事業特別会計基金条例

(設置)

第1条 美瑛町農業研修施設事業に必要な経費の財源に充てるため、美瑛町農業研修施設事業特別会計基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、農業研修施設事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用等)

第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)



第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

美瑛町白金観光拠点施設条例の制定について

美瑛町白金観光拠点施設条例を次のとおり制定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町白金観光拠点施設条例

(目的)

第1条 この条例は、十勝岳の活動に由来する地域資源を最大限に活かし、本町の魅力及び多様な観光情報の発信を図りながら、観光の振興を促進するために設置する施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設は、美瑛町白金観光拠点施設（以下「拠点施設」という。）と称し、美瑛町字白金に置く。

(施設)

第3条 拠点施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 飲食施設
- (2) 展示・物品販売施設

(事業)

第4条 拠点施設は、次の事業を行う。

- (1) 自然体験の提供に関する事業
- (2) 飲食の提供及び物品の販売に関する事業
- (3) 地域資源の紹介に関する事業
- (4) 各種情報の提供に関する事業
- (5) 住民相互の交流に関する事業

(6) その他目的達成のために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第5条 拠点施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第18条第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合にあっては、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が開館時刻を繰り上げ、若しくは閉館時刻を繰り下げ、又は休館日を開館日とすることができるものとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後6時まで

(2) 休館日 12月31日から1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。

(使用許可)

第6条 拠点施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前払しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の制限)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の使用を許可しない。

- (1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その使用が建物、設備及び備付備品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に反したとき。
- (2) 使用許可の条件に反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (5) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(行為の制限)

第13条 拠点施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 新たな設備を設置する行為
- (2) その他町長が特に必要があると認める行為

(原状回復)

第14条 使用者は、拠点施設の使用を終了し、又は第11条の規定による使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(取消し等による損害の責任)

第15条 町長は、第11条の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第16条 拠点施設に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限)

第17条 町長は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退去させることができる。

(管理の代行等)

第18条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 拠点施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 拠点施設の使用の許可に関する業務
- (3) 拠点施設の使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- (4) 前3号に定めるもののほか、拠点施設の管理運営に関し町長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、この場合の使用料の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条第2項、第6条から第11条まで、第13条、第15条及び第17条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白金インフォメーションセンター条例の廃止)

2 白金インフォメーションセンター条例(平成5年美瑛町条例第11号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例による事前の使用の手続その他拠点施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第7条関係)

施設名	使用料
飲食施設	月額100,000円を超えない額とし、別に定める額とする。
展示・物品販売施設	月額50,000円を超えない額とし、別に定める額とする。

## 議案第4号

### 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

### 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の育児休業等に関する条例（平成4年美瑛町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6

箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 5 号

美瑛町特別会計条例の一部改正について

美瑛町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 12 月 14 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町特別会計条例の一部を改正する条例

美瑛町特別会計条例（昭和 39 年美瑛町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（6） 美瑛町農業研修施設事業特別会計 農業研修施設事業

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第6号

美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正  
について

美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を  
改正する条例

美瑛町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和57年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

### 美瑛町営住宅条例の一部改正について

美瑛町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

#### 美瑛町営住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町営住宅条例（平成9年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第70条」を「第72条」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第12条に次の1項を加える。

- 2 町長は、前項の規定により新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第13条に次の1項を加える。

- 2 町長は、前項の規定により引き続き現に居住している町営住宅に居住しようとする者（現に同居している者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第14条第1項ただし書中「場合」の次に「(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場

合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により)」を加える。

第29条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第1号ア、イ及びエ」に、「金額を超え」を「要件を具備せず」に改める。

第31条第2項中「第8条第2項」の次に「(第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

第42条第1項に次の1号を加える

(7) 入居者が第70条の規定による勧告に従わなかったとき。

第52条に次の1号を加える。

(3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と」を「同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは、「第54条において準用する第36条第1項」と」に改める。

第54条の3第1項に次の1号を加える。

(3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第70条を第72条とし、第69条を第71条とし、第68条の次に次の2条を加える。

(意見の聴取)

第69条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第9条第2項及び第3項の規定により町営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者及び当該入居の申込みをした者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(2) 第12条第1項の承認をしようとする場合 新たに同居させようとする

る者

(3) 第13条第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居する場合

2 町長は、町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、町営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(勸告)

第70条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、町営住宅の管理に著しい支障があると認めるときは、入居者に対し、町営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勸告することができる。

(1) 第23条から第28条の規定に違反したとき。

(2) 警察署長から当該住宅の入居者又は同居者が暴力団員である旨の意見が述べられたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美瑛町営住宅条例（以下「新条例」という。）第14条第1項、第15条（新条例第53条第2項において準用する場合を含む。）及び第31条第2項の規定は、平成30年度以降の年度の町営住宅の毎月の家賃について適用する。

議案第8号

専決処分について

平成29年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決処分日 平成29年12月4日

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第7号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,326,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月4日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		103,129	1,000	104,129
	1 繰越金	103,129	1,000	104,129
歳入合計		10,325,400	1,000	10,326,400

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,702,800	1,000	1,703,800
	1 総務管理費	1,659,821	1,000	1,660,821
歳出合計		10,325,400	1,000	10,326,400



歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰越金	103,129	1,000	104,129
	1	繰越金	103,129	1,000	104,129
		1 繰越金	103,129	1,000	104,129

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,000	1 前年度繰越金

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	1,702,800	1,000	1,703,800		1,000
	1	総務管理費	1,659,821	1,000	1,660,821		1,000
		2	一般管理費	73,055	1,000	74,055	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 交 際 費	1,000	1 みんなで歩むまちづくり (1) 慶弔費別費 交際費	1,000 1,000 (1,000)

議案第9号

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,483,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		937,096	65,666	1,002,762
	1 国庫負担金	494,967	61,531	556,498
	2 国庫補助金	420,365	3,800	424,165
	3 国庫委託金	21,764	335	22,099
14 道支出金		978,425	30,196	1,008,621
	1 道負担金	286,946	30,589	317,535
	2 道補助金	673,354	△393	672,961
16 寄附金		34,010	6,201	40,211
	1 寄附金	34,010	6,201	40,211
17 繰入金		390,581	1,000	391,581
	1 繰入金	390,581	1,000	391,581
18 繰越金		104,129	43,616	147,745
	1 繰越金	104,129	43,616	147,745
19 諸収入		228,074	21	228,095
	5 雑入	124,751	21	124,772
20 町債		1,366,500	9,900	1,376,400
	1 町債	1,366,500	9,900	1,376,400
歳入合計		10,326,400	156,600	10,483,000

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,703,800	10,214	1,714,014
	1 総務管理費	1,660,821	10,450	1,671,271
	2 徴税費	18,058	△236	17,822
3 民生費		961,721	129,931	1,091,652
	1 社会福祉費	514,220	116,475	630,695
	2 児童福祉費	447,501	13,456	460,957
4 衛生費		1,002,352	△573	1,001,779
	1 保健衛生費	756,643	△639	756,004
	2 清掃費	245,709	66	245,775
6 農林水産業費		1,285,360	△726	1,284,634
	1 農業費	853,159	△726	852,433
	2 耕地費	365,623	0	365,623
7 商工費		733,330	12,719	746,049
	1 商工費	547,531	12,719	560,250
8 土木費		1,315,867	32	1,315,899
	1 土木管理費	17,999	32	18,031
9 消防費		350,609	△6,907	343,702
	1 消防費	350,609	△6,907	343,702
10 教育費		681,806	709	682,515
	2 小学校費	367,937	377	368,314
	3 中学校費	60,863	332	61,195
12 諸支出金		502,557	6,201	508,758
	1 普通財産取得費	34,327	6,201	40,528
13 災害復旧費		221,389	5,000	226,389
	1 公共土木施設災害 復旧費	221,387	5,000	226,387
歳 出 合 計		10,326,400	156,600	10,483,000

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7. 商工費	1. 商工費	白金インフォメーションセンター改修事業	20,000
合 計			20,000

## 第 3 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業 (ソフト分)	1,061,700	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	1,071,600	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
冬の生活支援事業	( 0)				( 6,600)			
白金ビルケの森整備事業	( 0)				( 3,300)			
合 計	1,366,500				1,376,400			



歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		国庫支出金	937,096	65,666	1,002,762
	1	国庫負担金	494,967	61,531	556,498
		1 民生費負担金	281,023	57,031	338,054
		3 災害復旧費負担金	198,900	4,500	203,400
	2	国庫補助金	420,365	3,800	424,165
		1 総務費補助金	72,214	3,500	75,714
		2 民生費補助金	12,466	300	12,766
	3	国庫委託金	21,764	335	22,099
		2 民生費委託金	3,327	335	3,662
	14		道支出金	978,425	30,196
1		道負担金	286,946	30,589	317,535
		1 民生費負担金	124,148	30,589	154,737
2		道補助金	673,354	△393	672,961
		2 民生費補助金	38,600	150	38,750
		4 農林水産業費補助金	568,713	△545	568,168
		5 商工費補助金	37,849	2	37,851
16			寄附金	34,010	6,201
	1	寄附金	34,010	6,201	40,211
		1 寄附金	34,010	6,201	40,211

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	53,500	1 障害者自立支援給付費等負担金 42,500 2 障害者医療費負担金 1,500 3 障害児施設措置費負担金 9,500
2 児童福祉費 負担金	3,531	1 施設型給付費等負担金
1 公共土木施 設災害復旧 費負担金	4,500	1 公共土木施設災害復旧費負担金
1 総務管理費 補助金	3,500	1 地方創生推進交付金
1 社会福祉費 補助金	300	1 地域生活支援事業費補助金
1 社会福祉費 委託金	335	1 基礎年金等事務費交付金
1 社会福祉費 負担金	26,750	1 障害者自立支援給付費等負担金 21,250 2 障害者医療費負担金 750 3 障害児施設措置費負担金 4,750
2 児童福祉費 負担金	3,839	1 施設型給付費等負担金
1 社会福祉費 補助金	150	1 地域生活支援事業費補助金
1 農業費補助 金	△545	1 中山間地域等直接支払制度交付金
1 商工費補助 金	2	1 北海道消費者行政推進事業補助金
1 寄 附 金	6,201	1 まちづくり寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		繰入金	390,581	1,000	391,581
	1	繰入金	390,581	1,000	391,581
		1	繰入金	390,581	1,000
18		繰越金	104,129	43,616	147,745
	1	繰越金	104,129	43,616	147,745
		1	繰越金	104,129	43,616
19		諸収入	228,074	21	228,095
	5	雑入	124,751	21	124,772
		4	雑入	124,748	21
20		町債	1,366,500	9,900	1,376,400
	1	町債	1,366,500	9,900	1,376,400
		2	民生債	30,000	6,600
	5	商工債	138,000	3,300	141,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰入金	1,000	1 福祉基金繰入金
1 繰越金	43,616	1 前年度繰越金
2 雑入	21	1 日本スポーツ振興センター補償金
1 社会福祉債	6,600	1 社会福祉債 (1) 過疎対策（ソフト分）冬の生活支援事業債
1 商工債	3,300	1 商工債 (1) 過疎対策 白金ビルケの森整備事業債

## (歳出)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
2		総務費	1,703,800	10,214	1,714,014	335	9,879
	1	総務管理費	1,660,821	10,450	1,671,271	335	10,115
		1	職員給与費	1,171,027	6,488	1,177,515	
	2	一般管理費	74,055	△908	73,147		△908
	3	広聴広報費	6,077	777	6,854		777
6	情報管理費	86,141	335	86,476	国庫支出金 335		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	△6,637	1 みんなで歩むまちづくり (1) 職員給料	6,488 △6,637
3 職員手当等	15,009	特別職給料	(△290)
4 共済費	△1,884	一般職給料	(△6,347)
		(2) 職員手当	14,833
		職員手当等	(14,833)
		(3) 臨時事務員等通勤手当	176
		通勤手当	(176)
		(4) 職員共済費	-△2,000
		共済費	(△2,000)
		(5) 臨時事務員等社会保険料	116
		臨時職員社会保険料	(116)
7 賃金	△2,567	1 みんなで歩むまちづくり	△908
10 交際費	300	(1) 一般管理事業	△1,208
12 役務費	1,359	臨時職員賃金(物)	(△2,567)
13 委託料	△141	通信運搬費(物)	(1,359)
19 負担金補助及び交付金	141	業務委託(物)	(△141)
		負担金(補)	(141)
		(2) 交際費	300
		交際費	(300)
11 需用費	777	1 みんなで歩むまちづくり	777
		(1) 広報発行事業	777
		印刷製本費(物)	(777)
13 委託料	335	1 みんなで歩むまちづくり	335
		(1) 総合行政情報システム(Reams.NET)管理事業	335
		業務委託(物)	(335)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	12	諸 費	93,282	3,758	97,040		3,758
2		徴 税 費	18,058	△236	17,822		△236
	1	税務総務費	7,608	△236	7,372		△236

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 報 償 費	3,739	1 みんなで歩むまちづくり	3,758
		(1) 十勝岳ジオパーク推進事業	
9 旅 費	30	謝礼(補)	(60)
		その他旅費	(30)
12 役 務 費	79	業務委託(物)	(1,410)
		負担金(補)	(△1,500)
13 委 託 料	1,410	(2) まちづくり寄附管理事業	3,758
		報償(物)	(3,679)
19 負担金補助 及び交付金	△1,500	手数料(物)	(79)
19 負担金補助 及び交付金	△236	1 みんなで歩むまちづくり	△236
		(1) 上川広域滞納整理機構負担金	△236
		負担金(補)	(△236)



款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
3		民生費	961,721	129,931	1,091,652	95,691	34,240
	1	社会福祉費	514,220	116,475	630,695	88,300	28,175
		1 社会福祉総務費	33,199	7,000	40,199	地方債 6,600	400
		2 高齢者福祉費	86,673	1,060	87,733	繰入金 1,000	60
		3 障害者福祉費	354,551	108,165	462,716	国庫支出金 53,800 道支出金 26,900	27,465
		7 地域支援事業費	22,754	250	23,004		250
	2	児童福祉費	447,501	13,456	460,957	7,391	6,065
		1 児童福祉総務費	195,977	13,219	209,196	国庫支出金 3,531 道支出金 3,839	5,849
		2 保育所費	171,082	237	171,319	諸収入 21	216

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	300	1 とともに支え合うまちづくり	7,000
		(1) 冬の生活支援事業	7,000
20 扶助費	6,700	印刷製本費(物)	(300)
		扶助費	(6,700)
19 負担金補助 及び交付金	1,060	1 とともに支え合うまちづくり	1,060
		(1) 介護サービス利用料軽減助成事業	1,060
		助成金(扶)	(1,060)
12 役務費	25	1 とともに支え合うまちづくり	108,165
		(1) 更生医療給付事業	3,000
19 負担金補助 及び交付金	540	扶助費	(3,000)
		(2) 障害者等療育施設訓練所交通費助成事業	540
		助成金(扶)	(540)
20 扶助費	107,600	(3) 障害者自立支援給付費	85,000
		扶助費	(85,000)
		(4) 障害児施設措置費	19,025
		審査支払手数料	(25)
		扶助費	(19,000)
		(5) 地域生活支援事業	600
		扶助費	(600)
20 扶助費	250	1 とともに支え合うまちづくり	250
		(1) 包括的支援事業・任意事業	250
		助成費(扶)	(250)
19 負担金補助 及び交付金	13,219	1 とともに支え合うまちづくり	13,219
		(1) 施設型給付費事業	13,219
		負担金(補)	(13,219)
11 需用費	216	1 とともに支え合うまちづくり	237
		(1) 保育センター管理運営事業	237
22 補償補填及 び賠償金	21	修繕料(維)	(216)
		補償金(補)	(21)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
4		衛生費	1,002,352	△573	1,001,779		△573
	1	保健衛生費	756,643	△639	756,004		△639
	2	保健指導費	21,803	△639	21,164		△639
	2	清掃費	245,709	66	245,775		66
	1	清掃総務費	87,454	△120	87,334		△120
	3	し尿処理費	85,655	186	85,841		186
6		農林水産業費	1,285,360	△726	1,284,634	△545	△181
	1	農業費	853,159	△726	852,433	△545	△181
	2	農業振興費	817,819	△726	817,093	道支出金 △545	△181
	2	耕地費	365,623	0	365,623		
	1	耕地整備費	346,911	0	346,911		

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	△2,200	1 ともに支え合うまちづくり	△639	
7 賃金	1,561	(1) 保健指導管理事業 嘱託職員報酬 臨時職員賃金(物)	△639 (△2,200) (1,561)	
19 負担金補助 及び交付金	△120	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪清掃組合負担金	△120 △120	
16 原材料費	186	1 安全・安心なまちづくり (1) 浄化センター管理運営事業 原材料費(物)	186 186 (186)	
19 負担金補助 及び交付金	△726	1 足腰の強い産業づくり (1) 中山間地域等直接支払制度交付事業 交付金(事)	△726 △726 (△726)	
11 需用費	29	1 足腰の強い産業づくり (1) 国営造成施設管理体制整備促進関係事業		
13 委託料	△38	消耗品費(事)	(8)	
		整備・事業委託(事)	(△8)	
19 負担金補助 及び交付金	9	(2) 多面的機能支払推進交付金事業		
		消耗品費(事)	(21)	
		建築・土木委託(事)	(△30)	
		負担金(事)	(9)	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7		商 工 費	733,330	12,719	746,049	6,802	5,917
	1	商 工 費	547,531	12,719	560,250	6,802	5,917
	1	商工総務費	2,921	2	2,923	道支出金 2	
	4	交流促進施設費	16,425	5,403	21,828		5,403
	5	ビルケの森費	171,613	7,000	178,613	国庫支出金 3,500 地方債 3,300	200
	6	イベント推進費	32,859	314	33,173		314
8		土 木 費	1,315,867	32	1,315,899		32
	1	土木管理費	17,999	32	18,031		32
	1	土木総務費	17,999	32	18,031		32
9		消 防 費	350,609	△6,907	343,702		△6,907
	1	消 防 費	350,609	△6,907	343,702		△6,907
	1	消 防 費	350,609	△6,907	343,702		△6,907

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	2	1 足腰の強い産業づくり (1) 消費者行政推進事業 臨時職員各種保険料	2 2 (2)
11 需 用 費	818	1 足腰の強い産業づくり (1) 交流促進施設管理運営事業 修繕料 (物)	5,403 818 (818)
15 工事請負費	4,585	(2) 交流促進施設設備改修事業 改修工事 (事)	4,585 (4,585)
15 工事請負費	7,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 白金ビルケの森整備事業 整備工事 (事)	7,000 7,000 (7,000)
11 需 用 費	314	1 足腰の強い産業づくり (1) イベント推進事業 修繕料 (物)	314 314 (314)
9 旅 費	32	1 安全・安心なまちづくり (1) 土木総務管理事業 職員旅費	32 32 (32)
19 負担金補助 及び交付金	△6,907	1 安全・安心なまちづくり (1) 大雪消防組合負担金	△6,907 △6,907

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		教育費	681,806	709	682,515		709
	2	小学校費	367,937	377	368,314		377
		2 教育振興費	27,035	377	27,412		377
	3	中学校費	60,863	332	61,195		332
		2 教育振興費	15,549	332	15,881		332
	12		諸支出金	502,557	6,201	508,758	6,201
1		普通財産取得費	34,327	6,201	40,528	6,201	
		8 丘のまちびえいまちづくり基金費	34,009	6,201	40,210	寄附金 6,201	
13		災害復旧費	221,389	5,000	226,389	4,500	500
	1	公共土木施設災害復旧費	221,387	5,000	226,387	4,500	500
		2 過年発生災害復旧費	221,137	5,000	226,137	国庫支出金 4,500	500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
20 扶 助 費	377	1 まちを動かす人づくり (1) 要保護及び準要保護児童援助事業 就学困難児童援助費	377 377 (377)
20 扶 助 費	332	1 まちを動かす人づくり (1) 要保護及び準要保護生徒援助事業 就学困難生徒援助費	332 332 (332)
25 積 立 金	6,201	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金 (積)	6,201 6,201 (6,201)
15 工事請負費	5,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共土木施設災害復旧事業 工事請負費 (災)	5,000 5,000 (5,000)



議案第10号

平成29年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成29年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度美瑛町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	1,273,631千円	700千円	1,274,331千円
第1項 医業費用	1,245,235千円	700千円	1,245,935千円

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成29年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業費用				1,273,631	700	1,274,331	療養病床患者の流動食数増加に伴う使用食材の増
	1. 医療費用			1,245,235	700	1,245,935	
		2. 材料費		95,150	700	95,850	
			給食材料費	1,000	700	1,700	

議案第11号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所	美瑛町西町1丁目3番19号
氏 名	小杉 英紀
生年月日	昭和38年3月24日生

議案第12号

町道路線の廃止について

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を下記のとおり廃止する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

認定 番号	路線名	起 終 点		主 な 経由地	附 記
		起 点	終 点		
136	白金十勝 岳線	美瑛町字白金 白金国有林75班 道道十勝岳温泉美 瑛線分岐	美瑛町字白金 白金国有林75班 上富良野町界	白金	総延長 1,955.40 m

議案第13号

町道路線の認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を下記のとおり認定する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

認定 番号	路線名	起 終 点		主 な 経由地	附 記
		起 点	終 点		
136	白金十勝 岳線	美瑛町字白金 国有林1072林 班道道十勝岳温泉 美瑛線分岐	美瑛町字白金 国有林1075林 班上富良野町界	白金	総延長 2,355.25 m

報告第1号

専決処分について

平成29年第2回美瑛町議会定例会において議決（平成29年3月24日）された、請負契約の締結について（議案第38号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

平成29年12月14日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決処分日 平成29年12月1日

項目	変更前	変更後
工事名	町道白金美瑛線道路災害復旧工事	同左
契約金額	207,360,000円	207,338,400円
契約先	丸善・フクハラ建運特定建設工事共同企業体 代表者 美瑛町旭町1丁目6番1.7号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 濁沼 一三	丸善・フクハラ建運特定建設工事共同企業体 代表者 美瑛町旭町1丁目6番1.7号 株式会社 丸善建設 代表取締役社長 富塚 幸一
変更内容		工事数量の確定による減

意見書案第10号

障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を  
求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年12月15日

提出者 議員 杉山 勝雄  
賛成者 議員 福原 輝美子  
賛成者 議員 京屋 愛子

障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障がいがあるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障がい児者は年々増加している。現行の障がい福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障がい児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障がい児者の自立をますます困難なものにしている。

2014年1月、日本は国連・障害者権利条約の締結国に加わった。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障がい児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ」を余儀なくされている問題などは、早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすため

に必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望する。

#### 記

1. 障がい児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障がい者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年12月15日

美瑛町議会議長 濱田 洋一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
内閣官房長官 殿



意見書案第11号

平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年12月15日

提出者	議員	野村祐司
賛成者	議員	角和浩幸
賛成者	議員	大坪正明

平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書

水田活用の「産地交付金」は、主食用米の需要量が年々減少する中で、地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、水田における麦や大豆等の生産性向上、地域振興作物等の生産の取組みを支援する制度として、北海道の米・水田農業の振興に大きく寄与してきた。

しかしながら平成29年度「産地交付金」については、全国的な転作の深堀が進んだことにより「戦略作物助成」の支払いが大幅に増えて、水田フル活用の予算額が14.3パーセント分しか残らない状況と言われている。この結果、保留された2割分が目減りすることが見通されており、昨年度に続き2年続けての予算不足が伝えられている。

昨年度において北海道では、交付見込額229億5千万円に対し、実際に交付されたのは89.2パーセントにとどまり、100パーセント交付を前提に地域産地づくりに取組んできた地域農業再生協議会や営農計画等を進めてきた生産現場に大きな混乱を生じた。

よって、2年続けての「産地交付金」の支払減額を回避するため、保留2割部分については平成29年度補正予算措置などにより満額交付を行うとともに、次年度以降も「戦略作物助成」とは別枠で予算を十分確保するなど下記事項を強く要望する。

記

1. 平成29年度「産地交付金」の保留2割部分については、平成29年度補正予算などにより必要な金額を満額確保し、地域の取組みに支障をきたさないようにすること。
2. 平成30年度「産地交付金」については、特色ある地域農業を支援するための制度としての位置づけを明確化させ、「戦略作物助成」とは別枠で必要な予算を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年12月15日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
農林水産大臣 殿

平成29年12月15日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

総務文教常任委員会委員長 角 和 浩 幸

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事<br>(2) 政策調整課の所管に関する事<br>(3) 税務課の所管に関する事<br>(4) 住民生活課の所管に関する事<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事<br>(6) 教育委員会の所管に関する事<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事<br>(8) 監査委員の所管に関する事<br>(9) 病院事業に関する事<br>(10) 総務文教に関する事<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。  |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣   |
| 4 調査期間  | 平成29年12月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外  |

平成29年12月15日

美瑛町議会議長 濱田 洋一様

産業経済常任委員会委員長 佐藤 晴観

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。<br>(2) 農林課の所管に関する事。<br>(3) 建設水道課の所管に関する事。<br>(4) 農業委員会の所管に関する事。<br>(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成29年12月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

平成29年12月15日

美瑛町議会議長 濱田 洋一 様

議会運営委員会委員長 福原 輝美子

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 議会の運営等に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等<br>(3) 議長の諮問に関する事項<br>(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成29年12月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |